

出雲市農業委員会（第3期）第25回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和7年(2025)8月25日（月）午後1時26分から午後2時15分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員（21名）

大梶 泰男	岡田 征記	持田 守夫	若槻 博美	江角 昭夫
佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	石飛 忠宏	今岡 充
松井 幸男	八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男	天野 明浩
森山 亮二	勝部 守	湯浅 道行	伊藤 美樹	佐野 芳夫
嘉本 良市				

4 欠席委員（3名）

河原 昭紀 立石 行雄 水 壮

5 提出議題

(1) 報告事項

報第82号 会長専決処分の報告

報第83号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第84号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第85号 農地法第43条第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第157号 農地法第3条の規定による許可の決定について

議第158号 農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について

議第159号 農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について

議第160号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第161号 非農地証明について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に4番持田守夫委員、5番若槻博美委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項、報第82号会長専決処分の報告、報第83号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第84号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、また、追加となった報第85号農地法第43条第1項の規定による届出についてを一括して報告します。

議長 報第82号会長専決処分について、報告いたします。
第24回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条2件、農地法第5条2件については、島根県農業会議第113回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の8月12日付けで許可決定しております。

議長 続いて、報第83号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

岡主事 それでは、報第83号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の1ページ、2ページをご覧ください。今月は受付番号81番から94番の14件の通知がありました。内訳としては、耕作者変更のためが12件、耕作者へ所有権を移すためが1件、耕作をやめるためが1件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第84号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

原主事 それでは、報第84号について、ご説明いたします。農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出なければ

ばならないこととされています。報告事項の3ページから12ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号74番から92番までの19件でした。権利の取得事由は19件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号91番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。また、あつせん希望があった届出については、それぞれ担当農業委員さんに相談をしています。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、8月7日付けで通知を出しております。以上、報告いたします。

議長 続いて、追加の報第85号農地法第43条第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

大森副主任 報第85号について、ご説明いたします。別冊の報告事項の1ページから5ページをご覧ください。今月は、1件の届出がありました。まず、制度について簡単にご説明します。通常は、農業用ビニールハウス内の底面をコンクリートにする場合は、転用許可を受けなければなりません。平成30年の法改正により「農作物栽培高度化施設」として一定の基準を満たす施設については、事前に農業委員会に届出を行うことで農地としての扱いのまま転用許可なく設置できるようになりました。この一定の基準とは、施設の棟高が8.0m以内、軒高が6.0m以内であるといった高さの基準や日光を通さない素材のビニールハウスの場合は、隣の農地に日影を生じさせないといったものがあります。農業委員会としては、この施設に対して毎年の農地パトロール等で現地確認をすることになります。現地確認では、届出内容のとおり使用されているか確認し、計画に則した状態でない場合は指導の対象になります。

それでは、内容についてご説明いたします。別冊の報告事項1ページの受付番号1番です。場所は荒茅町の畑4筆です。案内図は2ページです。建築予定の施設は、長さ22.0m、棟高4.0m、軒高2.5mのビニールハウスが1棟です。ビニールハウスの面積は計158.00㎡です。ビニールハウスの屋根及び壁面は光を通さない素材です。建築後は菌床シイタケを生産する計画です。施設の内部には、菌床シイタケの栽培棚が30個×2列と空調設備等を設置する計画です。今回の届出により、農地として扱われることになるため、固定資産税は農地として課税されることになります。本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から2週間以内とされております関係上、事務局で内容を確認し、要件を満たすものとして7月31日付で通知

を出しています。以上、報告といたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 続いて、議案の審議を行います。 議第157号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事 それでは、議第157号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が8件、貸借権の設定が1件、合計9件の申請がありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。

まず、受付番号51番について、譲渡人は、耕作不便のため、近隣居住をする受人に譲渡するものです。

次に、受付番号52番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、渡し人の弟であり、従来から申請地で耕作を行う受人に譲渡するものです。

次に、受付番号53番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号54番について、譲渡人は、労力不足のため、従来から申請地で耕作を行い、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号55番、56番について、いずれも譲渡人は、高齢による労力不足のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

次に、受付番号57番について、譲渡人は、労力不足のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

次に、受付番号58番について、譲渡人は、相手方の要望により、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて、使用貸借権設定の案件1件についてご説明いたします。受付番号59番です。こちらは、譲渡人が代表を務める会社へ、農業経営を行うために、従来から耕作を行う受人へ、使用貸借権の設定をするものです。譲渡人と譲受人は、以前から基盤強化促進法での利用権設定を行っていましたが、期間満了となり、継続して農業経営を行うため、新たに3条での設定をするものです。権利の設定期間は20年です。

以上、受付番号５１番から５９番については、４ページから５ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条２項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

今岡委員 議席番号１１番の今岡です。５７番の譲り渡し人が農業協同組合で、理由が労力不足ですが、どういった状況ですか。

原主事 元々ここには農業協同組合の施設があった場所で、農作もできないということで隣接地の所有者に譲渡するものです。

山田次長 補足させていただきます。この農地は、農業協同組合所有ですが、自身が耕作しておられませんので、この表現にしています。周りの方と一緒に管理されてきましたが、この度、隣接農地所有者への譲渡が決まったものです。

今岡委員 わかりました。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号４番の持田です。５４番と使用貸借の案件ですが、譲受人がいずれも法人になっています。その家族数（耕作者数）のところに１人と記載がありますが、この表現が合わないと思うのですが。

山田次長 おっしゃるとおりですので、表現を検討させていただきます。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。

議 長 それでは、議第１５７号農地法第３条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって議第157号の案件を許可決定いたします。

議長 次に、議第158号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 議案の1ページをご覧ください。今月は、15件の申請がありました。議案書は6ページから7ページ、説明資料は1ページから12ページ、参考資料は1ページから22ページをご覧ください。議案書欄外左に丸印をつけている10件について、9月に開催予定の第114回常設審議委員会に諮問する予定です。今月は説明案件が4件ありますので、ご説明いたします。

まず、受付番号23番について説明します。追認案件です。説明資料の、1ページから3ページをご覧ください。小山町の畑1筆、田1筆です。詳細な位置につきましては、2ページの案内図でご確認ください。転用目的は、貸集合住宅です。面積については、転用面積・事業面積がともに952.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整については、農用地区域除外農業委員会審議済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。申請者は申請地近隣に居住する個人で、自己所有地に貸集合住宅を整備するものです。家賃収入を得て生活の安定を図るために計画したものです。令和3年頃から申請地の一部を貸駐車場として利用していたため、本件は追認案件となります。資金計画については、所要資金額が1億4,500万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、受付番号24番について説明します。説明資料の、4ページから6ページをご覧ください。稲岡町の畑1筆、田1筆です。詳細な位置につきましては、5ページの案内図でご確認ください。転用目的は、貸集合住宅です。面積については、転用面積・事業面積がともに1,960.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整については、農用地区域除外農業委員会審議済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。申請者は申請地近隣に居住する個人で、自己所有地に貸集合住宅を整備するものです。家賃収入を得て生活の安定を図るために計画したものです。資金計画について所要資金額が2億7,500万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、受付番号27番について説明します。追認案件です。説明資料の、7

ページから9ページをご覧ください。西園町の畑1筆です。詳細な位置につきましては、8ページの案内図でご確認ください。転用目的は、個人住宅、車庫・倉庫です。面積については、転用面積・事業面積がともに600.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整については、農用地区域除外農業委員会審議済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。申請者は申請地近隣に居住する個人で、自己所有地に個人住宅、車庫・倉庫を整備するものです。申請者は申請地付近に住宅を有し居住していますが、地盤沈下の影響により新たな住宅が必要となったため申請地に住宅を建築し移り住む計画です。なお、申請地の一部に用途変更を行い農業用施設として建築した建物があり、これを車庫・倉庫として利用する計画です。平成5年頃から申請地の一部に用途変更したものと別の農作業小屋を建て利用していたため、本件は追認案件となります。資金計画については、所要資金額が3,050万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に受付番号33番について説明します。追認案件です。説明資料の10ページから12ページをご覧ください。斐川町上直江の畑2筆です。詳細な位置につきましては11ページの案内図でご確認ください。転用目的は事務所・車庫、資材置場です。面積については転用面積・事業面積がともに809.00㎡です。申請地は、都市計画区域内のその他の地域になります。農地区分は、第1種農地です。土地利用計画との調整については、農用地区域除外農業委員会審議済みです。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。申請者は申請地付近に居住する土木工事業を営んでいる個人で、自己所有地に事務所・車庫、資材置場を整備するものです。隣接する自宅内に事務所を構え、車庫・倉庫は自宅敷地内車庫を利用していましたが、事業の拡大に伴い手狭となっているため、申請地へ事務所・車庫および資材置場を新設する計画です。土木工事業を開業した申請者の亡父が昭和50年頃から利用してきたため、本件は追認案件となります。追認案件のため、今後整備に関する支出はありません。説明案件は以上です。

今月は追認の案件が説明案件のほかに4件あります。受付番号22番は、約10年前から貸店舗として利用していたものです。受付番号29番は、平成3年頃から車庫、駐車場、庭敷地として利用していたものです。受付番号30番は、以前から車庫・物置として利用していたものです。受付番号35番は、平成7年頃から駐車場利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末

書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。以上、受付番号21番から35番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 それでは、議第158号農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第158号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第159号農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について及び関連がございますので、議第160号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹 議第159号について、ご説明いたします。議案書の8ページから15ページ、説明資料の13ページから42ページ、参考資料の23ページから110ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が41件、賃借権の設定が4件、使用貸借権の設定が9件の合計54件の申請がありました。今月は、9月に開催予定の第114常設審議委員会に諮問する予定の案件が29件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

まず、議案書8ページの受付番号69番です。説明資料13ページから15ページをご覧ください。転用場所は上塩冶町の田6筆です。案内図は14ページです。転用目的は、木材置場用地です。面積は、転用面積、所要面積ともに5,831㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内で木材の卸売を行う法人です。この度、申請地を取得し、不足する木材のストックヤードとして整備する計画です。資金計画については、所要資金額が850万円で、これに対する資金調達は、全額自己資金で賄う計画で、証明を確認しています。

次に、議案書9ページの受付番号77番です。説明資料16ページから18ページをご覧ください。転用場所は浜町の畑3筆です。案内図は17ページです。転用目的はレンタル用仮設建物及びトイレ置場です。面積は、転用面積、

所要面積ともに1, 510㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土木建築工事現場用の仮設建物及び仮設トイレの販売並びにレンタルを行う法人です。この度、事業拡大に伴いレンタル用仮設建物・仮設トイレ置場を拡張する計画です。資金計画については、所要資金額が528万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書10ページの受付番号82番です。説明資料の19ページから21ページをご覧ください。転用場所は、平野町の田3筆です。案内図は20ページです。転用目的は、貸診療所です。面積は、転用面積、所要面積ともに1, 317㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は医薬品等を販売する法人です。この度、申請地を取得し、皮膚科医院が入る貸診療所を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が2億6800万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書10ページの受付番号86番です。説明資料の22ページから24ページをご覧ください。転用場所は、高岡町の田1筆です。案内図は23ページです。転用目的は、長屋住宅です。面積は、転用面積、所要面積ともに1, 391㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内でアパート経営を行う個人です。この度、申請地を取得し、長屋住宅2棟を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が1億5770万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号87番です。説明資料の25ページから27ページをご覧ください。転用場所は西林木町の田1筆です。案内図は26ページです。転用目的は、デイサービス・ショートステイ施設です。面積は、転用面積、所要面積ともに2, 998㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で老人ホームや介護事業などを行う法人です。この度、申請地を取得し、デイサービス・ショートステイ施設を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が2億円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号89番です。説明資料の28ページから

30ページをご覧ください。転用場所は下古志町の田3筆です。案内図は29ページです。転用目的は、建売分譲地です。面積は、転用面積が4,885㎡、所要面積が4,917㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で不動産業を営む個人です。この度、利便性の高い申請地を取得し、建売分譲地17区画を整備し、個人住宅を建築し販売する計画です。資金計画については、所要資金額が3億5,700万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書11ページの受付番号94番です。説明資料の31ページから33ページをご覧ください。転用場所は国富町です。案内図は32ページです。一畑電鉄美談駅から北へ直線距離で約550mに位置している田2筆です。転用目的は、資材置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに2,164㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で建築工事等を行う法人です。この度、営業所に近い申請地を取得し、工事用資材置場として利用する計画です。資金計画については、所要資金額が300万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書12ページの受付番号103番です。説明資料の34ページから36ページをご覧ください。転用場所は斐川町上庄原の田1筆です。案内図は、35ページです。転用目的は、自動車修理工場です。面積は、転用面積が2,242㎡、所要面積が2998.25㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は、第1種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第35条第4号の「流通業務施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で自動車販売、修理を行う法人です。この度、主要幹線道路沿いの申請地を取得し、自動車修理工場を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が3億3000万円で、これに対する資金調達は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書15ページの受付番号112番です。説明資料の37ページから39ページをご覧ください。転用場所は古志町の畑3筆です。案内図は38ページです。転用目的は、個人住宅です。面積は、転用面積、所要面積ともに531㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、第2種農地です。許可該当条項は、農地法第5条第2項第2号に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内在住の個人です。この度、申請地を借り受け、先代が建てた納屋、離れ住宅を取り壊し、自宅を建築する計画です。

資金計画については、所要資金額が3,000万円で、これに対する資金調達
は全額借入金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書15ページの受付番号115番です。説明資料の40ページか
ら42ページをご覧ください。転用場所は浜町の田1筆です。案内図は41ペ
ージです。転用目的は、仮駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに、
815㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、農用地区
域内農地です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の「一時
転用」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で土
木建築等を行う法人です。この度、近隣で行う工事で使えなくなる駐車場の車
の仮置き場として利用するする計画です。資金計画については、現状のまま利
用するため、新たな支出はございません。

説明案件については以上です。その他の案件については、議案書及び参考資
料でご確認くださいようお願いいたします。また、事後追認案件について
は、議案書に表示していますのでご確認ください。申請が事後になりましたが、
悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には
始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

つづいて議第160号についてご説明いたします。議案書は16ページ、参
考資料は15ページから16ページ、101ページから102ページ、111
ページから112ページをご覧ください。今月は、所有権の移転1件、権利の
移転設定を伴わない変更が2件の合計3件の申請がありました。個別の説明
案件はありません。受付番号13番は5条の116番、14番は4条の31番
とセットになっておりますので、議案書、説明資料及び参考資料でご確認くだ
さいようお願いいたします。以上、議第159号の54件及び議第160
号の3件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該
当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はござい
ませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第159号及び議
第160号について承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第159号の全案件を許可相当とし、許可決
定及び承認いたします。また、議第160号を決定いたします。

議 長 それでは、議第161号非農地証明について、を議題といたします。事務局

から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは、議第１６１号非農地証明の申請について、説明します。議案書の
１７ページ及び説明資料４３ページから４９ページをご覧ください。今月は
２件の申請がありました。

 まず、受付番号１２番について、説明いたします。説明資料４３ページから
４４ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細について
は、説明資料４５から４７ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期
間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は８
月８日に森山農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

 受付番号１３番について説明いたします。説明資料４８ページの位置図及
び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料４９ページ
の現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂っ
て山林の状態となっています。現地確認は８月７日に石飛農業委員、岸推進委
員、事務局職員で行っています。２件の申請地は、農業的利用を図るための条
件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得な
い事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて
農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該
当し、農地法第２条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対
象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 森山委員さん、補足はございますか。

森山委員 議席番号１７番の森山です。現地確認を行いまして、事務局の説明に特に補
足することはありません。

議 長 石飛委員さん、補足はございますか。

石飛委員 議席番号１０番の石飛です。事務局の説明のとおりで補足はありません。

議 長 ありがとうございました。この案件についてご質問、ご意見はございませ
んか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１６１号非農地証明につ
いて、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第 1 6 1 号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後2時15分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

梶谷事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、岡主事、原主事

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
